

# 抽 選

## 抽選の方法

抽選は公開により行い、次の方法により入居候補者を選出します。

- (1) 抽選は、「一連番号方式」と呼ばれる抽選方法で、全ての申込区分共通で行います。
- (2) 0 から 9 までの 10 個の抽選玉を用意し、最初に出てきた玉の番号を第 1 順位とし、以下出てきた玉の番号順に抽選結果表に記録していきます。
- (3) これを各桁ごとに繰り返します。
- (4) 当選番号及び当選順位は、抽選結果表に記録された数字の組合せによって決まります。

### ～具体事例を見てみましょう～

#### (1) 必要な玉の数

全申込区分の中の最大応募者数で決まります。

1 つの申込区分番号に対して 550 件の応募があり、全申込区分中最大だとすると、下 3 桁まで必要です。

この場合、下 3 桁 (100 番台) は、600 件以上の応募がありませんでしたので、0 ～ 5 の玉を用意します。

#### (2) 抽選結果表の作成

下 1 桁から順番に抽選器を回していただいて決定します。

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
下桁										
下 1 桁 (1 番台)	3	5	4	7	2	9	6	0	1	8
下 2 桁 (10 番台)	2	1	6	4	5	8	3	0	7	9
下 3 桁 (100 番台)	5	1	2	3	4	0				

#### (3) 当選番号と優先順位の決め方

##### 例 1 (募集戸数 5 戸、応募者数 300 件)

抽選番号が 300 以下の方の中で、5 番目までが当選者となります。

抽選結果表で順位を取る方法は、次のようになります。

- ① 300 以下のうち、下 1 桁の第 1 順位に **3** を持つ番号は、**003**、**013**、**023**・・・、**293** と 30 件もあり、募集戸数 5 戸を十分に上回りますので、下 2 桁第 1 順位の **2** を使って下 2 桁に **23** を持つ番号を調べます。
- ② 300 以下のうち、下 2 桁に **23** を持つ番号は、**023**、**123**、**223** と 3 件ですので、これらの番号は当選が決定しましたが、優先順位は、下 3 桁以上の番号によって決まります。
- ③ 下 3 桁は抽選結果表によると **5** が第 1 順位となりますが、抽選番号に **<523>** はありませんので、第 2 順位以下を見ていきます。前記②の 3 件の順位の結果は、**<123>** **<223>** **<023>** となります。  
募集戸数 5 戸中 3 番目まで決まりましたので、残り 2 つを決めなければなりません。  
下 2 桁に **23** を持つ番号の次に優先されるのは、下 2 桁第 2 順位の **1** を使って下 2 桁に **13** を持つ番号です。こちらも抽選結果表の順位によると、**<113>** **<213>** となります。

## 例2 (募集戸数3戸、応募者数4件)

抽選番号が004以下の中で、3番目までが当選者となります。

抽選結果表で順位を取る方法は次のようになります。

- ① 抽選結果表によると、**3**が第1順位ですので、**<003>**がまず当選となります。第2順位には**5**がありますが、抽選番号に**<005>**はありませんので、第3順位以下を調べます。
- ② 第3順位に**4**、第5順位に**2**がありますので、**<004><002>**と当選が決定しました。優先順位もこのとおりです。

## 抽選番号

**抽選番号は、令和8年6月1日(月)に発送する「抽選番号通知票(郵便はがき)」により直接申込者あて通知します。**

万一、抽選日前(令和8年6月5日(金))までに「抽選番号通知票(郵便はがき)」が到着しない場合は、お問い合わせください。(問い合わせ先は104ページ中段参照)

## 抽選結果

抽選の結果については、抽選会場で午前11時～午後2時まで掲示しています。

大阪市のホームページで令和8年6月9日(火)から掲載予定です。

大阪市のホームページにて【福祉目的住宅】と検索してください。

**なお、当落にかかわらず申込者全員に「抽選結果通知票(郵便はがき)」で通知しますので、電話でのお問い合わせはご遠慮願います。**

ただし、郵便はがきに切手が貼付されていない場合や、切手の料金が不足している場合※には抽選番号及び抽選結果を通知できませんので、必ず切手を貼付してください。

※抽選結果通知用のはがきには**85円切手**の貼付が必要です。

抽選会には必ずしも出席する必要はありません。

また、ご来場いただいた場合でも、抽選会場の定員により入場制限を行うことがあります。あらかじめご了承ください。

抽選の結果は、出席・欠席及び当落にかかわらず申込者全員に「抽選結果通知票(郵便はがき)」で結果をお知らせいたします。

## 当選後の手続

### 資格審査

抽選の結果は、当落にかかわらず「抽選結果通知票（郵便はがき）」で通知いたします。

当選された方は、次の書類を郵送していただくか、本市の指定する日時・場所にご持参いただき、入居資格（第2次）審査を受けていただきます。この審査に合格しなければ入居することはできません。

資格審査については、当選後、別途ご案内いたします。また、審査に合格された方には、後日入居のご案内をいたします。

### 当選者全員に提出していただく書類

#### (1) 抽選結果通知票（郵便はがき）

#### (2) 誓約書

誓約書の裏面（「大阪市営住宅における適切な住宅管理に関する取組みについて」）もよくお読みのうえ、ご提出ください。

申込者本人及び同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、大阪市営住宅条例を遵守すること、暴力団員でないこと及び市営住宅の未納家賃がないこと等を誓約していただきます。また、必要に応じ、暴力団員に該当するか否かについて、警察への照会を行います。趣旨をご理解いただき、記入日・住所・氏名を記載のうえ、ご提出ください。

#### (3) 大阪市営住宅入居申込に係る住所等届

市営住宅へ入居する予定者全員を記載のうえご提出ください。なお、申込者と同じ住所の場合は「本人と同じ」にチェックを入れてください。

※（2）（3）の用紙については、資格審査の案内の際に同封いたします。

### 当選者のうち、以下に該当する方に提出していただく書類

#### ひとり親（母子・父子家庭等）住宅にお申込みの方

・児童扶養手当証書、又は児童扶養手当支給停止通知書（左記書類がない場合、戸籍謄本（全部事項証明書）、配偶者からの暴力の被害世帯である証明書等、申込資格を証する書類）

#### 障がい者住宅・障がい者見守り付住宅にお申込みの方

・身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳（認定カード）、精神障がい者保健福祉手帳等資格を証明する書類のコピー

#### 車いす常用者向特別設計住宅・車いす常用者向見守り付住宅にお申込みの方

・身体障がい者手帳のコピー及び車いすを住宅室内でも常用する必要がある旨の診断書等

#### 現在婚約中の方

・婚約証明書（所定の様式で証人等の証明があるもの）、又は式場の予約証明書

本市の指定する入居契約日までに婚姻を証明する書類（婚姻届受理証明書等）を提出していただきます。（なお、契約書類は婚姻届受理証明書等の提出後、送付します。）

#### 配偶者のいない方（※18歳以上の入居者全員。）

・戸籍謄本（全部事項証明書）等（ひとり親（母子・父子家庭等）住宅にお申込みの方で、児童扶養手当証書等を提出される方は不要です。）

#### 単身で申込みされる方

・「単身者入居に関する自活状況申立書」（以下「申立書」という。）

精神障がいがある方は、申立書に加え、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な支援を受けることができ、かつ単身で自活ができることについて、大阪市こころの健康センターの確認を受けられることが必要となる場合があります。

知的障がいがある方は、申立書に加え、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な支援を受けることができ、かつ単身で自活ができることについて、大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課の確認を受けられることが必要となります。

#### **令和7年1月2日以降に就職・開業・転職された方**

・給与支払証明書（所定の様式で勤務先の証明があるもの）、又は収支明細書・開業届のコピー  
転職の方は、さらに前職場の退職証明書（所定の様式で前勤務先の証明があるもの）、又は雇用保険受給資格者証のコピー、又は廃業届のコピー

※給与支払証明書を提出された方は、記載内容について勤務先に確認させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

#### **令和7年1月1日以降に退職・廃業し、その後現在まで就職・開業していない方**

・退職証明書（所定の様式で退職した勤務先の証明があるもの）、又は雇用保険受給資格者証のコピー、廃業届のコピーからいずれか1つ

※退職予定で申込みされている方は入居契約日までに提出していただきます。

#### **令和7年1月以降に年金を受け始めた方、年金額に変更がある方**

・日本年金機構等発行の改定通知書もしくは裁定通知書のコピー

#### **特別控除がある方**

・身体障がい者手帳、療育手帳（認定カード）、精神障がい者保健福祉手帳等のコピー

※認定されている方の氏名・等級・程度・有効期限等を確認できるページのコピーが必要です。

#### **呼び寄せ家族のある方**

・戸籍謄本（全部事項証明書）等続柄を証明する書類

ただし、呼び寄せ家族が大阪市外に居住している（住民登録をしている）場合は、住民票の写し（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）も必要です。

#### **遠隔地扶養親族のある方**

・遠隔地扶養親族の氏名、生年月日が確認できる医療保険者から交付された資格確認書<sup>(注)</sup>（国民健康保険を除く）のコピー、令和7年分源泉徴収票、又は令和7年分確定申告書（控）のコピー  
（注）令和2年10月からの健康保険関係法令の改正に伴い、個人情報保護の観点から、**資格確認書のコピーを提出する際は、保険者番号及び被保険者等記号・番号の3箇所について、コピーをした後に、マスキング（黒塗り）のうえご提出ください。**

#### **大阪市ファミリーシップ制度に基づく証明を受けた方が入居する場合**

① ファミリーシップ宣誓書受領証（コピー）又は受領印のあるファミリーシップ宣誓書の副本（コピー）

② 戸籍謄本（全部事項証明書）等

③ 大阪市ファミリーシップ制度に係る本市保有情報の確認に係る同意書

※同意書の様式につきましては、当選後、別途ご案内いたします。

#### **令和8年1月1日現在の住所が大阪市外の方**

・「令和8年度住民税課税証明書」または「個人番号（マイナンバー）提供書」

住民税課税証明書については、入居予定家族で15歳以上（学生・無職も含む。中学生は除く）の方は、所得の有無にかかわらず必要です。令和8年1月1日に居住していた市区町村の窓口で「**全項目記載**」とお申出のうえ取得してください。生活保護（生活扶助）を受けておられる方は、生活保護適用証明書（各区役所保健福祉課（福祉業務担当）発行）を提出された場合、住民税課税証明書の提出は不要です。

※ 個人番号（マイナンバー）提供書の提出を希望される方は、大阪市営住宅募集センター（06-6882-7024）までご連絡ください。

◆ 戸籍謄本（全部事項証明書）等の公的証明書及び給与支払証明書等の収入状況に係る各種証明書は、すべて3か月以内に発行されたものがが必要です。

◆ 申込資格については申込日現在で確認できなければなりませんので、ご注意ください。

◆ 各証明書は必ず原本をご持参ください。

※その他、本市が指定する書類

※資格審査時に提出いただいた書類は返却できませんので、ご了承ください。

## 住民票の写し・住民税課税証明書の省略について

市営住宅の入居資格審査について、以下の条件に該当される方（同居予定者含む。）の「住民票の写し」及び「住民税課税証明書」の提出を原則として省略しています。

### 住民票の写しの提出を省略できる方

- ・大阪市内に居住している（住民登録をしている）方

### 住民税課税証明書の提出を省略できる方

- ・令和8年1月1日時点で大阪市内に居住しており、令和8年度住民税課税証明書を大阪市で取得できる方
- ・令和8年1月1日時点で大阪市外に居住しており、令和8年度住民税課税証明書を当該居住地で取得でき、個人番号（マイナンバー）を当選後に届け出た方

※当選後の必要書類につきましては26～27ページをご確認ください。

※申込書の記載内容や個人番号（マイナンバー）で情報が得られなかった場合、「住民票の写し」または「住民税課税証明書」の提出が必要です。

※**個人番号（マイナンバー）の届出は原則不要**ですが、令和8年1月1日時点で大阪市外に居住しており、住民税課税証明書の提出を省略するため、個人番号（マイナンバー）の届出を希望される方は、27ページをご確認ください。

### ひとり親住宅の申込資格②ケ(48ページ参照)の申込者で マイナンバー制度を利用される場合の注意事項

マイナンバーを用いて他の機関（市町村等）へ情報照会を行った場合、DV等加害者に避難先の所在地に係る情報（所在の自治体名）が伝わるケースがあり得ることから、所在地につながる情報の秘匿を希望される場合には、大阪市配偶者暴力相談支援センター、大阪市各区保健福祉課等にご相談ください。



## 募集住宅について

※必ずお読みください。

- ① 入居時の家賃は、募集住宅一覧表に掲載している額となります。公営住宅・改良住宅の令和9年度以降の家賃は毎年行う「収入申告」により所得を認定し、家賃を決定します。
- ② 今回の募集住宅の入居時期は、**令和8年12月末頃まで**を予定していますが、入居予定時期を過ぎる場合もありますのであらかじめご承知おきください。なお、入居される住戸につきましては、契約書類を送付（**令和8年8月下旬より11月下旬の間に順次送付予定**）する際にお知らせしますので、それまでお待ちください。
- ③ 補欠の方は、当選者が辞退や失格となった場合に限り入居できます。辞退や失格により繰り上げ当選となる場合は入居資格（第2次）審査のお知らせを、当選者が全員契約され、繰り上げ当選の見込みがなくなった場合には補欠解除のお知らせを令和8年10月～令和9年4月末頃までに送付します。繰り上げ当選となった方の入居時期は**令和9年3月末頃まで**を予定しております。（繰り上げ当選となった時期によって入居時期は異なります。）
- ④ 構造の表示について、「低層」とは3階建てを、「中層」とは4・5階建てを、「高層」とは6階建て以上の鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造りの住宅をいいます。  
また、構造（エレベーターの有無）欄に「有」とあるものを除いて、エレベーターは設置されておりません。  
なお、備考欄に「エレベーター階段室型」とあるものは2階と3階、3階と4階、4階と5階の間に停止するものです。「エレベータースキップ式」とあるものは例えば1階、4階、7階、11階など一部の階に停止するもので、募集住宅のある階にエレベーターが停止する場合は「エレベータースキップ式（停止階）」、エレベーターが停止せず停止階等から階段をご利用いただく場合には、「エレベータースキップ式（スキップ階）」と表示しています。
- ⑤ 間取りの表示について、「(洋)」は板間を、「浴室」は浴室のスペースのあるものをいい、「(〇〇階部分)」の記載のないものは2階以上の住戸を意味します。浴室内に浴槽が設置されていない募集住戸については、浴槽等風呂設備を本市の費用負担により設置します。「浴室」表示のない住宅（浴槽欄に「-」の記載があるもの）には浴室のスペースがありません。そのため、本市浴槽設置事業の対象外となります。
- ⑥ 入居されるまでに空家補修工事を行います。必要最低限の補修工事となりますので、あらかじめご承知おきください。
- ⑦ 部屋の鍵をお渡しするまで、事前に部屋の中をご覧いただくことはできません。
- ⑧ 備考欄には、基本的に建築年を記載しています。また、増築・高齢者改善等による住戸改善を実施した住宅には「住改」と表示し、その実施年を記載しております。（浴槽設置事業は住戸改善に含まれません。）「S」とは昭和を、「H」とは平成を、「R」とは令和を表します。
- ⑨ 所在地欄に「他」という記載があるものについては代表的な住所を記載しており、幹線する住戸の住所は記載と異なる場合があります。
- ⑩ 募集住宅の付近図等は「申込みのしおり」には掲載しておりません。  
付近の交通機関・一般道路・高速道路・工場等の住環境については事前に十分ご検討

のうえお申込みください。申込後の申込区分の変更は認めておりません。

- ⑪ 南港中（ポートタウン）住宅周辺はノーカーゾーン（車両乗入規制街区）となっております。やむをえず自動車を住宅前まで乗り入れる場合は「南港ポートタウンノーカーゾーン道路通行届」の提出が必要となりますので、あらかじめご承知おきください。
- ⑫ 現在、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」<sup>※1</sup>に基づき、住宅の建替・耐震改修・住戸改善・エレベーター設置等の各事業を実施しています。入居後、これらの事業を実施する場合がありますので、その際には、ご理解のうえご協力をお願いします。また、建替事業等を行う際には、他の市営住宅へ移転していただく場合があります<sup>※2</sup>。
- ※1「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき実施する事業の種類や、耐震性について、住棟毎に大阪市のホームページに掲載しています。
- アドレス（URL）：<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000006221.html>
- ※2「大阪市営住宅ストック総合活用計画」における「建替」判定住宅のうち、入居者の募集を実施する住宅は「募集住宅一覧表」の備考欄に「建替」と記載しています。
- ⑬ 市営住宅では、計画的に補修を行っており、今回募集した空家住宅で計画補修が実施された時は、補修工事完了後の入居となる場合があります。
- ⑭ 車いす常用者特別設計住宅のうち、-halfメイド型の住宅は、下記の選択ができます。
- ア 便器の形状と手すりの位置の指定
  - イ 洗面鏡の選択（平鏡か傾斜鏡）
  - ウ 洋室から和室への変更
  - エ 流し台の高さの調節
- ※halfメイド型であっても、ア～エの一部しか選択できない住宅もあります。
- ⑮ 入居後は、家賃以外に、居住者が共同で使用する部分に要する費用（防犯灯・エレベーターの電気代や共用部分の水道代等）として共益費を負担していただきます。



#### ※事故住宅について

募集住宅一覧表の備考欄に「事故住宅」とある住宅は、住戸内等において人身事故の発生した住宅や、孤立死で発見が遅れた等の住宅ですが、入居されるまでには補修を行い、使用においては他の住宅と何ら変わりありません。〔（ ）内に貸付を保留した年を記載しています。〕

事故の原因等については、募集住宅一覧表の備考欄に記載されていること以外はお答えできません。

十分ご理解のうえ、お申込みください。

#### 自動車をお持ちの方へ

市営住宅には、一部の住宅を除いて、駐車場を設置しています。  
原則として、お申し込みいただけるのは、市営住宅に入居される方です。住宅の入居契約後にお住まいになれる住宅を担当する住宅管理センターで受付いたします。  
なお、住宅によっては、空きがなくお待ちいただく場合があります。  
団地内及び周辺道路での駐車は、緊急車両やごみ収集車などの通行を妨げ、救急活動や消火活動に支障をきたし、交通事故の原因にもなります。多くの方が集まって生活される住宅ですので、迷惑になる駐車はおやめください。  
駐車場使用料は、12,600円です。（一部を除く。）  
なお、契約の際には、使用料の3か月分の保証金が必要です。